

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表1 (略) 別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1～7 (略)</p> <p>8 spモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能 (sp モード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。) から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (9) この機能を利用しているX i 契約者は、アクセス制限機能 (インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。)) を追加機能として利用することができます。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) アクセス制限機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) 特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3) (5)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>9～13 (略)</p> <p>14 iモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元拒否設定機能 (iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(略)</p> <p>(1)～(45) (略) (46) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (注1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります (注2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提 供 条 件	<p>1～7 (略)</p> <p>8 spモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能 (sp モード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。) から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (9) この機能を利用しているX i 契約者は、アクセス制限機能 (インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。)) を追加機能として利用することができます。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) アクセス制限機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) 特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3) (5)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>	<p>9～13 (略)</p> <p>14 iモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元拒否設定機能 (iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(45) (略) (46) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (注1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります (注2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表1 (略) 別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1～7 (略)</p> <p>8 spモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、次の①及び②に定める機能を追加機能として利用することができます。 ① メールウイルスチェック機能 spモード電子メール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。 ② アクセス制限機能 インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。)) をいいます。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) メールウイルスチェック機能及びアクセス制限機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) (4)の規定によるほか、当社は、当社のあんしんネットセキュリティご利用規約に基づきあんしんネットセキュリティサービスの有料機能の利用に係る請求があったときは、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求があったものとみなして取り扱います。ただし、その有料機能の利用に係る請求の際に、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 (6)～(29) (略) (30) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>9～13 (略)</p> <p>14 iモード機能 (1)～(7) (略)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(略)</p> <p>(1)～(45) (略) (注) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提 供 条 件	<p>1～7 (略)</p> <p>8 spモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、次の①及び②に定める機能を追加機能として利用することができます。 ① メールウイルスチェック機能 spモード電子メール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。 ② アクセス制限機能 インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。)) をいいます。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) メールウイルスチェック機能及びアクセス制限機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) (4)の規定によるほか、当社は、当社のあんしんネットセキュリティご利用規約に基づきあんしんネットセキュリティサービスの有料機能の利用に係る請求があったときは、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求があったものとみなして取り扱います。ただし、その有料機能の利用に係る請求の際に、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 (6)～(29) (略) (30) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。</p>	<p>9～13 (略)</p> <p>14 iモード機能 (1)～(7) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(45) (略) (注) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります</p>
種 類	提 供 条 件												
<p>1～7 (略)</p> <p>8 spモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能 (sp モード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。) から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (9) この機能を利用しているX i 契約者は、アクセス制限機能 (インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。)) を追加機能として利用することができます。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) アクセス制限機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) 特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3) (5)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>												
<p>9～13 (略)</p> <p>14 iモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元拒否設定機能 (iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(45) (略) (46) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (注1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります (注2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>												
種 類	提 供 条 件												
<p>1～7 (略)</p> <p>8 spモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているX i 契約者は、次の①及び②に定める機能を追加機能として利用することができます。 ① メールウイルスチェック機能 spモード電子メール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。 ② アクセス制限機能 インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。)) をいいます。</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4) メールウイルスチェック機能及びアクセス制限機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) (4)の規定によるほか、当社は、当社のあんしんネットセキュリティご利用規約に基づきあんしんネットセキュリティサービスの有料機能の利用に係る請求があったときは、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求があったものとみなして取り扱います。ただし、その有料機能の利用に係る請求の際に、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 (6)～(29) (略) (30) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。</p>												
<p>9～13 (略)</p> <p>14 iモード機能 (1)～(7) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(45) (略) (注) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります</p>												

附 則（平成 31 年 1 月 16 日経企第 2522 号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成 31 年 1 月 23 日から実施します。

（ i モード機能に係る特定送信元拒否設定機能に関する経過措置）

2 X i 契約者が、別表 2（付加機能）に規定する i モード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、i モード機能に係る特定送信元拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

（ s p モード機能に係る特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能に関する経過措置）

3 X i 契約者が、別表 2（付加機能）に規定する s p モード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、s p モード機能に係る特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表1 (略) 別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1～6 (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7 iモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元拒否設定機能 (iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。) から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</td> <td style="vertical-align: top;">(1)～(45) (略) (46) FOMA契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (注1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります (注2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8～32 (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">33 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能 (spモード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (8) この機能を利用しているFOMA契約者は、アクセス制限機能 (インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。) をいいます。) を追加機能として利用することができます。</td> <td style="vertical-align: top;">(1)～(3) (略) (4) アクセス制限機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) FOMA契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) 特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3) (5)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">34～45 (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提 供 条 件	1～6 (略)	(略)	7 iモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元拒否設定機能 (iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。) から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。	(1)～(45) (略) (46) FOMA契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (注1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります (注2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。	8～32 (略)	(略)	33 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能 (spモード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (8) この機能を利用しているFOMA契約者は、アクセス制限機能 (インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。) をいいます。) を追加機能として利用することができます。	(1)～(3) (略) (4) アクセス制限機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) FOMA契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) 特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3) (5)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。	34～45 (略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表1 (略) 別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1～6 (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7 iモード機能 (1)～(7) (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(1)～(45) (略) (注) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8～32 (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">33 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているFOMA契約者は、次の①及び②に定める機能を追加機能として利用することができます。 ① メールウイルスチェック機能 spモード電子メール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。 ② アクセス制限機能 インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。) をいいます。</td> <td style="vertical-align: top;">(1)～(3) (略) (4) メールウイルスチェック機能及びアクセス制限機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) (4)の規定によるほか、当社は、当社のあんしんネットセキュリティご利用規約に基づきあんしんネットセキュリティサービスの有料機能の利用に係る請求があったときは、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、その有料機能の利用に係る請求の際に、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 (6)～(29) (略) (30) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">34～45 (略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提 供 条 件	1～6 (略)	(略)	7 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1)～(45) (略) (注) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります	8～32 (略)	(略)	33 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているFOMA契約者は、次の①及び②に定める機能を追加機能として利用することができます。 ① メールウイルスチェック機能 spモード電子メール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。 ② アクセス制限機能 インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。) をいいます。	(1)～(3) (略) (4) メールウイルスチェック機能及びアクセス制限機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) (4)の規定によるほか、当社は、当社のあんしんネットセキュリティご利用規約に基づきあんしんネットセキュリティサービスの有料機能の利用に係る請求があったときは、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、その有料機能の利用に係る請求の際に、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 (6)～(29) (略) (30) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。	34～45 (略)	(略)
種 類	提 供 条 件																								
1～6 (略)	(略)																								
7 iモード機能 (1)～(7) (略) (8) この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元拒否設定機能 (iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス (インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。) から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。	(1)～(45) (略) (46) FOMA契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (注1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります (注2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。																								
8～32 (略)	(略)																								
33 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能 (spモード電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。) を利用する意思表示があったものとして取り扱います。 (8) この機能を利用しているFOMA契約者は、アクセス制限機能 (インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。) をいいます。) を追加機能として利用することができます。	(1)～(3) (略) (4) アクセス制限機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) FOMA契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能を利用できないようにすることができます。 (6)～(29) (略) (30) 特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。 (注3) (5)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。																								
34～45 (略)	(略)																								
種 類	提 供 条 件																								
1～6 (略)	(略)																								
7 iモード機能 (1)～(7) (略)	(1)～(45) (略) (注) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります																								
8～32 (略)	(略)																								
33 spモード機能 (1)～(6) (略) (7) この機能を利用しているFOMA契約者は、次の①及び②に定める機能を追加機能として利用することができます。 ① メールウイルスチェック機能 spモード電子メール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。 ② アクセス制限機能 インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報を受信できないようにする機能 (以下この欄において「spモードフィルタ」といいます。) をいいます。	(1)～(3) (略) (4) メールウイルスチェック機能及びアクセス制限機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (5) (4)の規定によるほか、当社は、当社のあんしんネットセキュリティご利用規約に基づきあんしんネットセキュリティサービスの有料機能の利用に係る請求があったときは、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、その有料機能の利用に係る請求の際に、メールウイルスチェック機能の利用に係る請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。 (6)～(29) (略) (30) メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者に通知します。 (31)～(51) (略) (注1) (略) (注2) 当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限することを保証するものではありません。																								
34～45 (略)	(略)																								

附 則（平成 31 年 1 月 16 日経企第 2522 号）
（実施期日）

1 この改正規定は平成 31 年 1 月 23 日から実施します。

（ i モード機能に係る特定送信元拒否設定機能に関する経過措置）

2 F O M A 契約者が、別表 2（付加機能）に規定する i モード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、i モード機能に係る特定送信元拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

（ s p モード機能に係る特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能に関する経過措置）

3 F O M A 契約者が、別表 2（付加機能）に規定する s p モード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、s p モード機能に係る特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。